

○幸田町後期高齢者福祉医療費給付要綱

平成20年

第20号

改正 平成25年第4号

平成25年第16号

幸田町福祉給付金支給要綱（昭和58年幸田町要綱第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定による一部負担金の支払が困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

（受給資格者）

第2条 この要綱の規定による後期高齢者福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年幸田町条例第13号）第2条第1項に規定する者
- （2） 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年幸田町条例第19号）第2条第1項に規定する者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者
- （4） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第26条において読み替えて準用する同法第19条に基づく措置又は勧告により入院した結核患者及び同法第26条において読み替えて準用する同法第20条に基づく措置又は勧告により入院し、又は入院期間を延長された結核患者並びにこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市の長が認めた者
- （5） 常時^が臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた日（次号において「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分。次号において同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（同法第5

条第2項第1号に掲げる特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下この条において「市町村民税」という。)が課されないもの若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるもの

(6) 独り暮らしの者であつて、医療給付日の属する年度分の市町村民税が課されないもの若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されるもの又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるもの

(病院等に入院、入所又は入居中の受給資格者の特例)

第3条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項に規定する病院等(次項において「病院等」という。)に入院、入所又は入居(次項において「入院等」という。)をしたことにより、本町の区域外に住所を変更したと認められる同条各号に該当する者については、同条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、本町の区域内に住所を変更したと認められる同条各号に該当する者については、同条の規定にかかわらず、受給資格者としなない。ただし、病院等に入院等をしたことにより、前項の規定による特例を実施しない区域から本町の区域内に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、この限りでない。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 法令の規定により、この要綱の規定による給付と同等な給付を受けることができる者

(受給者証の交付)

第5条 この要綱の規定による後期高齢者福祉医療費(以下「医療費」という。)の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証(交付・更新)申請書・変更等届出書・再交付申請書(様式第1号。以下「申請・届出書」という。)に受給資格者であることを証する書類を添えて町長に申請し、この要綱の規定による医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証(様式第2号又は様式第3号。以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があつた場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があつた日の属する月の初日(その者がその

日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。) から開始日以後最初に到来する7月31日(その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。)までとする。

4 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する受給資格者の有効期限は、幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年幸田町規則第4号)第3条第3項又は第4項に規定する有効期限とする。

5 受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、第8条の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の更新申請等)

第6条 受給者は、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、申請・届出書に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。）」とあるのは「前回の有効期限の翌日(」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替えるものとする。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第7条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、申請・届出書を町長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを町長に返還しなければならない。

(医療費の支給)

第8条 町長は、受給者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
- 3 町長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。
- 5 前各項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する受給資格者で幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第7号に規定するものについては、同条例第5条の規定による助成を行うものとする。

（医療費支給申請）

第9条 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、前条第1項に規定する医療費について同項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他町長が必要と認めた書類を添えなければならない。

（医療費の請求）

第10条 第8条第3項の規定により町長から支払を受ける医療機関等は、後期高齢者福祉医療費請求書を町長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

（支給額の返還）

第11条 町長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第12条 この要綱の規定により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（届出義務）

第13条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を当該変更のあった日か

ら起算して14日以内に、申請・届出書に当該変更があったことを証する書類を添えて町長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 当該受給者が第5条第2項の規定により確認されたときに該当するものとされた第2条各号に掲げる要件

2 受給者証の交付を受けた者は、受給資格者でなくなったときは、申請・届出書により速やかに町長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

3 受給者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、町長に届け出なければならない。

(報告)

第14条 町長は、医療費の支給に関し、必要と認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第15条 町長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の幸田町後期高齢者福祉医療費給付要綱（以下「新要綱」という。）第5条に規定する受給者証の交付に必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱の施行前において、改正前の幸田町福祉給付金支給要綱第3条に規定する支給対象者に該当した者のうち、この要綱の施行の日以後において新要綱第2条に規定する受給資格者に該当しないものについては、新要綱第2条の規定にかかわらず、受給資格者とみなす。

4 この要綱の施行前に行われた医療の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年第4号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の幸田町後期高齢者福祉医療費給付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第2項の規定により交付されている受給者証は、改正後の幸田町後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第2項の規定により交付された受給者証とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する旧要綱様式第1号及び様式第4号から様式第7号までの用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成25年第16号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式第5号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

様式第1号（第5条—第7条、第13条関係）

		受給者番号			
		<input type="checkbox"/> （交付・更新）申請書 後期高齢者福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 変更等届出書 <input type="checkbox"/> 再交付申請書		年 月 日	
		(宛先) 幸田町長			
		(申請者) 住所			
		氏名		㊟	
		電話 ()	
		受給者との続柄 ()	
次のとおり後期高齢者福祉医療費受給者証の申請（届出）をします。なお、申請（届出）に係る所得の調査に同意します。 また、資格取得以後、後期高齢者医療制度により高額療養費が発生し、後期高齢者医療広域連合から高額療養費が支給される場合は、その受領の権限を幸田町に委任します。					
受給者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ			
	フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日
障害区分	障 害 名				
	手帳番号等	有効期限： 年 月 日～ 年 月 日			
加入保険	保 険 者 番 号 ・ 名 称				
	被 保 険 者 番 号				
	資 格 取 得 日	年 月 日			
区 分	申請事由				
新規	<input type="checkbox"/> 手帳取得 <input type="checkbox"/> 後期高齢加入 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()				

様式第2号(第5条関係)

(表面)

愛知県内のみ有効	
 後期高齢者福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
	男・女
有効期間	
発行機関名及び印	額田郡幸田町長 
交付年月日	
この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。	

(裏面)

注 意 事 項
1 この証は、本人以外は使用できません。
2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返還してください。
4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、町長にその旨を届け出てください。
6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返還してください。
8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
(問合せ先)

様式第3号(第5条関係)

(表面)

愛知県内のみ有効	
 後期高齢者福祉医療費受給者証  通院のみ有効 	
この証は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号の規定による精神通院医療のみ有効です。	
公費負担者番号
公費負担医療の受給者番号
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	
発行機関名及び印	額田郡幸田町長 
交付年月日	
この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。	

(裏面)

注 意 事 項
1 この証は、本人以外は使用できません。 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返還してください。 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、町長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返還してください。 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
(問合せ先)

様式第4号(第9条関係)

後期高齢者福祉医療費支給申請書

年 月 日

(宛先)幸田町長

(申請者) 住 所

氏 名 (印)
電 話 ()

下記のとおり医療費を支給してください。

受給者	受給者番号			
	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
加入保険	記号番号			
	被保険者氏名	<input type="checkbox"/> 受給者に同じ	保険者名	
支払方法 (口座振替)	金融機関名	銀行 店 信用金庫 農業共同組 所		
	口座番号	普通・当座	No.	
	フリガナ 名義人氏名	-----		
申請理由				

医療等の状況 年 月診療分

傷 病 名				
診 療 内 容	区 分	日 数	保 険 診 療 総 点 数	結核・精神による 公 費 負 担 分
	入 院	日	点	点
	入院外	日	点	点
上記のとおり受給者が療養を受けたことを証明します。 年 月 日 (療養取扱機関) 住所 氏名(名称) (印)				

- ※ 診療明細のわかる領収書がある場合は、医療等の状況の記入(証明)は不要です。
- ※ 精神疾患の入院医療費の2分の1助成の対象者は、必ず医療等の状況の記入(証明)が必要です。

様式第1号 (第5条—第7条、第13条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第9条関係)